

SIP規定リスト一覧(案)

(資料1)

SIPの開始に伴い、策定する必要のある主な規定を現時点でリストアップすると、以下のとおり。
これら規定は内閣府設置法が改正されることを想定して作成する。

	規定名	クレジット	決定時期 改訂頻度	規定の内容
1	科学技術イノベーション創造推進費に関する基本方針 (SIP運用基本方針を兼ねる)	総合科学技術会議	H26/4月以降 1回	SIPや調査研究に使用する目未定調整費といった、推進費の目的等基本的な方針を定めたもの。 SIP部分については、SIPのプログラムの目的、GBやPDや推進委員会の位置付け、進捗調整を行う等の基本的な方針をここに明記。何をどこへ(GB、推進委員会等)業務を下すかを明確化。 SIPで得られた成果の取扱いも定める。
2	平成〇年度科学技術イノベーション創造推進費概算要求方針	総合科学技術会議	8月末 毎年	概算要求時に必要となる大まかな内容を記載したものの。資源配分方針と統合する可能性あり。
3	平成〇年度科学技術イノベーション創造推進費実施方針	総合科学技術会議	3月末～4月(次年度 予算成立後) 毎年	成立した次年度予算についての配分額を記載。 SIPの対象課題、PD、配分額、計画の概要を別表で記載。
4	平成〇年度科学技術イノベーション創造推進費の追加配分について	総合科学技術会議	10月? 毎年	1に基づき、年度半ばに決定するもの。
5	戦略的イノベーション創造プログラムに係るガバニングボードの開催について	総合科学技術会議	【済】H25/9月 1回	ガバニングボードの開催について本会議決定するもの。
6	ガバニングボード運営要領	ガバニングボード	【済】H25/12月 1回	議事の取扱いや公開の有無等、ガバニングボードの運営規則を定めたもの。
7	戦略的イノベーション創造プログラムの評価の具体的運用について	ガバニングボード	H26/4月以降 1回	1に基づき、具体的な評価の進め方を記載したもの。事前・中間・事後評価の扱い、関係省庁や管理法人との役割分担、利益相反への対応等。
参考(規定類ではないが)				
8	戦略的イノベーション創造プログラムの研究開発計画及び出口戦略について(課題毎)	内閣府、文部科学省、経済産業省、…	H26/4月以降 必要に応じて毎年見直し	研究開発計画(長期計画、年度計画)及び出口戦略の具体的な内容を記載したものを。これを持って管理法人が公募を実施できる内容とする。

※研究主体との契約や交付取扱要領等のルールは、各省及び管理法人の規定を適用することを想定。